債権者集会招集

平成２１年（フ）第２６４号
長崎県西海市西海町木場郷475―３、住民票上の住所長崎県西海市西海町木場郷109番地56
破産者　岩本勘一郎
１　期日　平成23年７月22日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月１日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷東19番地１
破産者　有限会社一光堂
１　期日　平成23年８月１日午後３時35分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月９日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第６４号
山口県長門市油谷新別名24番地２
破産者　有限会社雅土木
異議申述期間　平成23年７月８日まで
平成23年６月９日　　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第８９号
秋田県横手市睦成字吉沢上台69番地10
破産者　小田嶌信勝
異議申述期間　平成23年７月22日まで
平成23年６月９日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９０号
秋田県横手市睦成字吉沢上台69番地10
破産者　小田嶌怜子
異議申述期間　平成23年７月22日まで
平成23年６月９日　秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第４４８号
宮崎県宮崎市清武町今泉甲139番地９　第５メゾン半九６号、開始決定時の住所宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲139番地９　第５メゾン半九６号
破産者　中武　　忠
異議申述期間　平成23年８月９日まで
平成23年６月９日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３４号
宮崎市鶴島２丁目11番27号
破産者　株式会社川崎工務店
異議申述期間　平成23年８月９日まで
平成23年６月９日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８７１号
川崎市宮前区野川3026番地７
破産者　都築　省吾
免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
平成23年６月８日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１４号
京都府京丹後市弥栄町鳥取123番地
清算株式会社　株式会社京都たんごファーム
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２００２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社アール
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３０１８号
堺市堺区出島海岸通１丁15番３号
清算株式会社　株式会社山新
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第９号
名古屋市名東区香南２丁目915番地
再生債務者　株式会社テクノエイト
主文　本件再生手続廃止決定後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、一般先取特権の実行もしくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求は除く。）をしてはならない。
平成23年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２３年（再）第９号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59
再生債務者　株式会社三谷温泉ひがきホテル
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番２号　第14ＫＴビル６階　佐藤浩史法律事務所　弁護士　佐藤　浩史
平成23年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１０号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59、商業登記簿上の本店所在地愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の21
再生債務者　株式会社ひがきグループ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番２号　第14ＫＴビル６階　佐藤浩史法律事務所　弁護士　佐藤　浩史
平成23年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１１号
愛知県蒲郡市三谷町鳶欠14番地の４
再生債務者　三谷温泉開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番２号　第14ＫＴビル６階　佐藤浩史法律事務所　弁護士　佐藤　浩史
平成23年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定

平成２３年（再）第３号
大阪市東淀川区西淡路５丁目11番６号
再生債務者　香川　由樹
１　決議に付する計画案　平成23年５月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年７月７日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月28日
平成23年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第３０号
大阪府枚方市東香里南町50番４号
再生債務者　清家　準司
１　決議に付する再生計画案　平成23年５月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月26日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年７月14日
平成23年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第９号
名古屋市名東区香南２丁目915番地
再生債務者　株式会社テクノエイト
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区錦３丁目８番７号　こまビル２階Ｂ　池田総合特許法律事務所　弁護士　池田　伸之
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１９６号
札幌市東区北22条東23丁目11番３号　ハイツグレースモアⅠ―205号
再生債務者　十亀　洋子
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部